

青森市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、別に定めがあるもののほか、市が行う介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の4第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「青森市総合事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）及び地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙。以下「通知」という。）の例による。

(事業の目的)

第3条 青森市総合事業は、次に掲げることを目的に行う。

- (1) 高齢者が要支援・要介護状態になることを予防するとともに、自らの能力を活かして活動的で生きがいのある生活を送ることができるよう支援すること。
- (2) 高齢者が住み慣れた地域の中で、人とつながり、集い、支え合うことなどを通じて、生きがいづくりや生活支援、介護予防が図られる地域づくりを行うこと。

(事業の内容)

第4条 市長は、青森市総合事業として、次に掲げる事業を行う。

(1) 介護予防・生活支援サービス事業（第1号事業）

ア 訪問型サービス（第1号訪問事業）のうち介護予防訪問介護相当事業（旧介護予防訪問介護に相当するもの）

イ 通所型サービス（第1号通所事業）のうち介護予防通所介護相当事業（旧介護予防通所介護に相当するもの）

ウ 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）

介護予防ケアマネジメント事業 地域包括支援センターにより実施する介護予防ケアマネジメント

a ケアマネジメントA（介護予防支援に相当する介護予防ケアマネジメントをいう。）

b ケアマネジメントC（緩和した基準による介護予防ケアマネジメントであって、高齢者の生活支援のための住民による自発的な活動による支援の利用又は地域の介護予防活動その他の活動への参加の開始時にのみ行われるものをいう。以下同じ。）

- (2) 一般介護予防事業
 - ア 介護予防把握事業
 - イ 介護予防普及啓発事業
 - ウ 地域介護予防活動支援事業
 - エ 一般介護予防事業評価事業
 - オ 地域リハビリテーション活動支援事業

(総合事業の実施方法)

- 第5条 市長は、青森市総合事業を、通知別記1第2の1の(1)ア(エ)の①の(a)から(d)まで(一般介護予防事業にあつては、同①の(a)、(b)又は(d)に限る。)のいずれかにより行うものとする。
- 2 市長は、青森市総合事業のうち、介護予防訪問介護相当事業及び介護予防通所介護相当事業については、指定事業者により実施する。
 - 3 市長は、青森市総合事業のうち、介護予防ケアマネジメント事業については、委託により実施する。
 - 4 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号。以下「医療介護総合確保推進法」という。)附則第13条の規定により訪問型サービスに係る指定事業者の指定を受けたものとみなされた者が行う当該訪問型サービスは介護予防訪問介護相当事業に、同条の規定により通所型サービスに係る指定事業者の指定を受けたものとみなされた者が行う当該通所型サービスは介護予防通所介護相当事業に、それぞれ含まれるものとする。

(指定事業者により実施するときの事業に要する費用の額)

- 第6条 青森市総合事業を指定事業者により実施するときの事業に要する費用の額は、別表に掲げる1単位の単価に別添1に掲げる単位数を乗じて算定するものとする。
- 2 前項の規定により算定した場合において、当該額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

(指定事業者により実施するときの介護予防・生活支援サービス事業支給費の支給)

- 第7条 青森市総合事業のうち、介護予防訪問介護相当事業及び介護予防通所介護相当事業を指定事業者により実施するときのサービス事業支給費(法115条の45の3第1項の第一号事業支給費をいう。以下同じ。)の額は、前条の規定によりサービス種類ごとに算定された事業に要する費用の額(その額が現に当該サービスに要した費用の額を超えるときは、当該サービスに要した費用の額とする。)の100分の90(サービスの利用者が、次の(1)又は(2)に掲げる者である場合は、当該(1)又は(2)に定める割合)に相当する額とする。
- (1) 第一号被保険者であつて法第59条の2第1項に規定する所得の額が同項に規定する政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等((2)に掲げる居宅要支援

被保険者等を除く。) 100分の80

(2) 第一号被保険者であって法第59条の2第2項に規定する所得の額が同項に規定する政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等 100分の70

(事業対象者の支給限度額)

第8条 省令第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第197号)に掲げる様式第1(以下「基本チェックリスト」という。)の記入内容が同基準様式第2に掲げるいずれかの基準に該当した者(以下「事業対象者」という。)のサービス事業支給費の支給限度額は、要支援1の介護予防サービス費等の区分支給限度基準額相当とする。

2 前項の規定にかかわらず、利用者の状態(退院直後で集中的にサービスを利用することが自立支援につながると考えられるような場合等)により、市長が認めた場合は、事業対象者のサービス事業支給費の支給限度額は、要支援2の介護予防サービス費等の区分支給限度額相当とすることができる。

(介護予防・生活支援サービス事業(第1号事業)支給費に係る審査及び支払)

第9条 市長は、訪問型サービス(第1号訪問事業)支給費、通所型サービス(第1号通所事業)支給費及び介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)支給費に係る審査及び支払に関する事務を、法第115条の45の3第6項の規定により青森県国民健康保険団体連合会に委託することができる。

(高額介護予防サービス費等相当事業)

第10条 市長は、訪問型サービス(第1号訪問事業)及び通所型サービス(第1号通所事業)について、通知別記1第2の1の(1)ア(コ)及び(サ)の例により、高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業(以下「高額介護予防サービス費等相当事業」という。)を行うものとする。

2 高額介護予防サービス費等相当事業における支給要件、支給額その他高額介護予防サービス費等相当事業に関して必要な事項は、介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第29条の2の2及び第29条の3の規定を準用する。

(介護予防・生活支援サービス事業(第1号事業)支給費の額の特例)

第11条 市長は、災害その他特別な事情があることにより必要な費用を負担することが困難であると認めるときは、居宅要支援被保険者等の申請により、介護予防・生活支援サービス事業(第1号事業)支給費の額の特例を決定することができる。

2 介護予防・生活支援サービス事業(第1号事業)支給費の額の特例に関する基準及び手続は、市長が別に定める青森市介護保険利用者負担額の減免の取扱いに関する要綱(平成17年4月1日実施)の規定を準用する。

3 法第60条に規定する介護保険給付の額の特例を受けている居宅要支援被保険者は、

第1号事業支給費の額の特例を決定されたものとみなす。

(指定事業者の指定の申請)

第12条 指定事業者の指定は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者からの申請により行う。

- (1) 介護予防訪問介護相当事業 訪問介護に係る事業者の指定を受けようとする者
- (2) 介護予防通所介護相当事業 通所介護又は地域密着型通所介護に係る事業者の指定を受けようとする者

(指定事業者の指定の更新の申請)

第13条 指定事業者の指定の更新は、次に掲げる事業に応じ、それぞれ次に定める者からの申請により行う。

- (1) 介護予防訪問介護相当事業 前条第1号の規定による指定事業者
- (2) 介護予防通所介護相当事業 前条第2号の規定による指定事業者

(指定の基準)

第14条 指定事業者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準に従い事業を行うものとする。

- (1) 介護予防訪問介護相当事業 青森市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（平成27年青森市条例第20号）による改正前の青森市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年青森市条例第9号。以下「旧介護予防サービス等基準条例」という。）第6条、第8条から第26条まで及び第28条から第48条までに定める基準並びに青森市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年青森市条例第8号）第7条、第30条及び第37条の2に定める基準
- (2) 介護予防通所介護相当事業 旧介護予防サービス等基準条例第98条から第117条までに定める基準

(指定の有効期間)

第15条 法第115条の45の6第2項に規定する有効期間は、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護及び通所リハビリテーションの指定の有効期間の満了日と同日とする。

(指導及び監査)

第16条 市長は、青森市総合事業の適切かつ有効な実施のため、青森市総合事業を実施する者に対して、指導及び監査を行うものとする。

(本市の区域の外の事業所に係る特例)

第17条 第6条、第7条及び第14条の規定にかかわらず、指定事業者の指定に係る事業所が本市の区域の外にある場合であって市長が必要と認めるときは、当該事業所の所在する市町村（特別区を含む。）の要綱等で定めるところによる。

(事業対象者の特定の有効期間)

第18条 事業対象者の特定の有効期間は、第1号に掲げる期間と第2号に掲げる期間を合算して得た期間とする。

(1) 基本チェックリストの実施によって事業対象者となった日から当該日が属する月の末日までの期間

(2) 十二月間

2 事業対象者の特定日が月の初日である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、同項第2号の期間を事業対象者の特定有効期間とする。

3 前2項にかかわらず、事業対象者の特定日において、要介護等認定有効期間の残存期間がある場合にあつては、事業対象者の特定有効期間の開始日を、要介護等認定有効期間が終了した日の翌日とする。

4 事業対象者が、基本チェックリストの実施によって事業対象者の基準に該当しなくなった場合は、当該基本チェックリストの実施日（以下「非該当基本チェックリスト実施日」という。）の属する月の翌月1日より、事業対象者の特定を無効とする。

5 前項の規定にかかわらず、訪問型サービス又は通所型サービスを受けていた又は受けている事業対象者が、事業対象者でなくなった後も、地域における介護予防活動、就業、ボランティア、趣味活動等への参加等を通じて継続して介護予防に取り組んでいくために、ケアマネジメントCを受けようとする場合は、非該当基本チェックリスト実施日の属する月の翌月末日までの期間は事業対象者の特定を有効とするとともに、非該当基本チェックリスト実施日の属する月の翌々月1日より事業対象者の特定を無効とすることができる。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、青森市総合事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

(準備行為)

2 市長は、この要綱の実施の日前においても、介護予防・日常生活支援総合事業における第1号事業を行う者の指定等に関し必要な手続を行うことができる。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から実施する。
(経過措置)
- 2 この要綱による改正前の青森市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱による改正後の青森市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成30年8月1日から実施する。
(経過措置)
- 2 この要綱による改正後の青森市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第7条の規定は、この要綱の実施の日（以下「実施日」という。）以後に指定事業者が実施する青森市総合事業に係るサービス事業支給費について適用し、実施日前に指定事業者が実施した青森市総合事業に係るサービス事業支給費については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

この要綱は、平成30年10月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和元年10月1日から実施する。
(経過措置)
- 2 この要綱による改正後の青森市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱別添1の規定は、この要綱の実施の日（以下「実施日」という。）以後に指定事業者が実施する青森市総合事業に係るサービス事業支給費について適用し、実施日前に指定事業者が実施した青森市総合事業に係るサービス事業支給費については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から実施する。
(経過措置)
- 2 この要綱による改正後の青森市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第7条、別表及び別添1の規定は、この要綱の実施の日（以下「実施日」という。）以後に指定事業者が実施する青森市総合事業に係るサービス事業支給費について適用し、実施日前に

指定事業者が実施した青森市総合事業に係るサービス事業支給費については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和4年10月1日から実施する。
(経過措置)
- 2 この要綱による改正後の青森市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱別添1の規定は、この要綱の実施の日（以下「実施日」という。）以後に指定事業者が実施する青森市総合事業に係るサービス事業支給費について適用し、実施日前に指定事業者が実施した青森市総合事業に係るサービス事業支給費については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から実施する。
(経過措置)
- 2 この要綱による改正後の青森市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱別添1の規定は、この要綱の実施の日以後に指定事業者が実施する青森市総合事業に係るサービス事業支給費について適用し、同日前に指定事業者が実施した青森市総合事業に係るサービス事業支給費については、なお従前の例による。
- 3 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間、この要綱による改正後の青森市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱別添1の1介護予防訪問介護相当事業費の表注9及び別添1の2介護予防通所介護相当事業費の表注7の規定は、適用しない。ただし、別添1の2介護予防通所介護相当事業費の表注7の規定については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針及び非常災害に関する具体的計画を策定していない場合は、この限りでない。

別表（第6条）

サービス種類	1 単位の単価
介護予防訪問介護相当事業	厚生労働省大臣が定める1単位の単価（平成27年厚生労働省告示第93号。以下「単価告示」という。）の規定により、10円に青森市の地域区分における訪問介護の割合を乗じて得た額とする。
介護予防通所介護相当事業	単価告示の規定により、10円に青森市の地域区分における通所介護の割合を乗じて得た額とする。

別添 1

介護予防訪問介護相当事業費及び介護予防通所介護相当事業費は、それぞれ以下に掲げる費用を算定するものとし、当該費用の算定にあたっては、以下に掲げるほかは、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第317001号・老老発第0317001号厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知）、介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第72号）及び介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準の制定に伴う実施上の留意事項について（令和3年3月19日老認発0319第3号厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長通知）に準ずるものとする。

1 介護予防訪問介護相当事業費

ア 訪問型サービス費	(1) 事業対象者・要支援1・2 週1回程度の訪問 (1月につき 1, 176単位)
	(2) 事業対象者・要支援1・2 週2回程度の訪問 (1月につき 2, 349単位)
	(3) 要支援2 週2回を超える程度の訪問 (1月につき 3, 727単位)
イ 初回加算	(1月につき +200単位)
ウ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算 (I) (1月につき +100単位)
	(2) 生活機能向上連携加算 (II) (1月につき +200単位)
エ 口腔連携強化加算	(1月につき +50単位)
オ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算 (I) (1月につき +所定単位×137/1000)
	(2) 介護職員処遇改善加算 (II) (1月につき +所定単位×100/1000)
	(3) 介護職員処遇改善加算 (III) (1月につき +所定単位×55/1000)
カ 介護職員等特定処遇改	(1) 介護職員等特定処遇改善加算 (I)

善加算	(1月につき +所定単位×63/1000)
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅱ) (1月につき +所定単位×42/1000)
キ 介護職員等ベースアップ等支援加算	介護職員等ベースアップ等支援加算 (1月につき +所定単位×24/1000)
<p>注1 生活援助従事者研修の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月においてアからカまでを算定しない。</p> <p>注2 ウの算定要件等については、令和3年度介護報酬改定後の訪問介護における生活機能向上連携加算の取扱に準ずる。</p> <p>注3 エの算定要件等については、令和6年度介護報酬改定後の訪問介護における口腔連携強化加算の取扱に準ずる。</p> <p>注4 アについて、事業所の所在する建物と同一敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一建物（以下この注において「同一敷地内建物」という。）に居住する利用者又はこれ以外の同一建物に居住する利用者20人以上にサービスを行った場合は所定単位数に90/100を乗じ、事業所の1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対してサービスを行った場合は1回につき所定単位数に85/100を乗じる。ただし、同一敷地内建物等に居住する利用者（1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）に対して、サービスを行った場合は、1回につき所定単位数に88/100を乗じる。なお、建物の範囲については、令和6年度介護報酬改定後の訪問介護における取扱に準ずる。</p> <p>注5 アについて、特別地域加算を算定する場合は、1月につき所定単位数の15/100に相当する単位数を加算する。</p> <p>注6 アについて、中山間地域等における小規模事業所加算を算定する場合は、1月につき所定単位数の10/100に相当する単位数を加算する。</p> <p>注7 アについて、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算を算定する場合は、1月につき所定単位数の5/100に相当する単位数を加算する。</p> <p>注8 アについて、虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施及び担当者を定めることをいう。）が講じられていない場合は、所定単位数に99/100を乗じる。</p> <p>注9 アについて、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合及び当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合は、所定単位数に99/100を乗じる。</p> <p>注10 オについて、所定単位はアからエまでにより算定した単位数の合計とする。</p> <p>注11 カについて、所定単位はアからエまでにより算定した単位数の合計。算定に当たっては、介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していることを要件とする。また、（1）の算定に当たっては、対象事業所が、併設の指定訪問</p>	

介護事業所において特定事業所加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定していることを要件とする。なお、（１）か（２）のいずれかの加算を算定している場合において、一方の加算は算定しない。

注１２ キについて、所定単位はアからエまでにより算定した単位数の合計。算定に当たっては、介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していることを要件とする。

注１３ 特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。

注１４ 注４の規定を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入する。

2 介護予防通所介護相当事業費

ア 通所型サービス費	(1) 事業対象者・要支援1 (1月につき 1,798単位)	
	(2) 要支援2 (1月につき 3,621単位)	
イ 生活機能向上グループ活動加算	(1月につき +100単位)	
ウ 若年性認知症利用者受入加算	(1月につき +240単位)	
エ 栄養アセスメント加算	(1月につき +50単位)	
オ 栄養改善加算	(1月につき +200単位)	
カ 口腔機能向上加算 (I)	(1月につき +150単位)	
キ 口腔機能向上加算 (II)	(1月につき +160単位)	
ク 一体的サービス提供加算	(1月につき +480単位)	
ケ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(I)	①事業対象者・要支援1 (1月につき +88単位)
		②要支援2 (1月につき +176単位)
	(2) サービス提供体制強化加算(II)	①事業対象者・要支援1 (1月につき +72単位)
		②要支援2 (1月につき +144単位)
	(3) サービス提供体制強化加算(III)	①事業対象者・要支援1 (1月につき +24単位)
		②要支援2 (1月につき +48単位)
コ 生活機能向上連携加算 (I)	(1月につき +100単位) ※3月に1回を限度とする。	
サ 生活機能向上連携加算 (II)	(1月につき +200単位)	
シ 口腔・栄養スクリーニング加算(I)	(1回につき +20単位) ※6月に1回を限度とする	

	る。
ス 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	（1回につき +5単位）※6月に1回を限度とする。
セ 科学的介護推進体制加算	（1月につき +40単位）
ソ 介護職員処遇改善加算	（1）介護職員処遇改善加算（Ⅰ） （1月につき +所定単位×59/1000）
	（2）介護職員処遇改善加算（Ⅱ） （1月につき +所定単位×43/1000）
	（3）介護職員処遇改善加算（Ⅲ） （1月につき +所定単位×23/1000）
タ 介護職員等特定処遇改善加算	（1）介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） （1月につき +所定単位×12/1000）
	（2）介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） （1月につき +所定単位×10/1000）
チ 介護職員等ベースアップ等支援加算	介護職員等ベースアップ等支援加算 （1月につき +所定単位×11/1000）
<p>注1 アについて、利用者の数が利用定員を超える場合は、所定単位数に70/100を乗じる。</p> <p>注2 アについて、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合は、所定単位数に70/100を乗じる。</p> <p>注3 アについて、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算を算定する場合は、1月につき所定単位数の5/100に相当する単位数を加算する。</p> <p>注4 アについて、事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合は、それぞれ以下のとおり減算する。</p> <p>ア 376単位</p> <p>イ 752単位</p> <p>注5 アについて、利用者に対して、その居宅と事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき47単位（（1）を算定している場合は1月につき376単位を、（2）を算定している場合は1月につき752単位を限度とする。）を所定単位数から減算する。ただし、注4を算定している場合は、この限りでない。</p> <p>注6 アについて、虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施及び担当者を定めることをいう。）が講じられていない場合は、所定単位数に99/100を乗じる。</p> <p>注7 アについて、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合及び当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合は、所定単位数</p>	

に99/100を乗じる。

注8 イにおける機能訓練指導員については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師、きゅう師を対象を含むものとする。

注9 エの算定要件等については、令和3年度介護報酬改定後の通所介護における栄養アセスメント加算の取扱に準ずる。

注10 オの算定要件等については、令和3年度介護報酬改定後の通所介護における栄養改善加算の取扱に準ずる。

注11 カの算定要件等については、令和6年度介護報酬改定後の通所介護における口腔機能向上加算（Ⅰ）の取扱に準ずる。

注12 キの算定要件等については、令和6年度介護報酬改定後の通所介護における口腔機能向上加算（Ⅱ）の取扱に準ずる。

注13 クについて、カ又はキのいずれかを算定している場合は、算定しない。

注14 コの算定要件等については、令和3年度介護報酬改定後の通所介護における生活機能向上連携加算（Ⅰ）の取扱に準ずる。

注15 サの算定要件等については、令和3年度介護報酬改定後の通所介護における生活機能向上連携加算（Ⅱ）の取扱に準ずる。

注16 シの算定要件等については、令和6年度介護報酬改定後の通所介護における口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）の取扱に準ずる。

注17 スの算定要件等については、令和6年度介護報酬改定後の通所介護における口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）の取扱に準ずる。

注18 セの算定要件等については、令和6年度介護報酬改定後の通所介護における科学的介護推進体制加算の取扱に準ずる。

注19 ソについて、所定単位はアからセまでにより算定した単位数の合計とする。

注20 タについて、所定単位はアからセまでにより算定した単位数の合計。算定に当たっては、介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していることを要件とする。また、（1）の算定に当たっては、サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イを算定していることを要件とする。なお、（1）か（2）のいずれかの加算を算定している場合において、一方の加算は算定しない。

注21 チについて、所定単位はアからセまでにより算定した単位数の合計。算定に当たっては、介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していることを要件とする。

注22 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算及び介護職員等処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。

注23 「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービ

スを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入する。